

教職員と生徒との連絡手段に係る規定

北海道芽室高等学校

第23条 北海道芽室高等学校における生徒の携帯電話又はスマートフォンの電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）の個人情報の取得、利用、管理等について必要な事項を定め、厳正に取り扱うことを目的とする。

- (1) 教職員は、生徒及び保護者から電話番号等の個人情報を取得する際、及び生徒に対して自身の電話番号等の個人情報を提供する際は、校務運営上必要な場合（ホームルーム担任が、非常変災や授業及び学校行事等に関する緊急かつ重要な連絡を行う場合・部局活動及び生徒会顧問が、活動に関する緊急かつ重要な連絡を行う場合・その他校長が認める場合）に限り、校長の許可を得ること。
- (2) 教職員が生徒及び保護者から取得及び生徒に提供する個人情報は、携帯電話又はスマートフォンの電話番号及び電子メールアドレスに限るものとする。
- (3) 教職員が電話番号等を取得及び提供できる対象は①担任する学級の生徒及び保護者②担当する部局活動の生徒及び保護者③担任・部局顧問以外の教職員が生徒の電話番号等を取得する必要がある場合は校長の許可を得るものとする。
- (4) 教職員は、取得した電話番号等を適正に管理しなければならない、取得した電話番号等に連絡する必要がなくなった場合には、当該電話番号等を速やかに削除しなければならない。
- (5) 教職員と生徒・保護者との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡を一切行ってはならない。生徒又は保護者から、個人的な悩み等で教職員の携帯電話又はスマートフォンに連絡が入った場合には、電子メール等での対応は行わず、校長に経過を報告した上で、対面で面談すること。